

佐世保市消防設備点検、消防設備保守点検業務の業者指名及び再委託に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市が発注する消防設備点検業務の発注基準について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号）、佐世保市財務規則事務取扱要領（平成17年9月8日実施）、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱（平成25年10月2日施行）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「消防設備点検業務」とは、消防法（昭和23年法律第186号。以下、「法」という。）第17条第1項に基づき、市が管理する施設、敷地等（以下「施設等」という。）において、消防設備を適正に維持するために行う消防設備点検業務及びこれに付随する保守業務をいう。

2 この要綱において「消防設備士」とは、消防法第17条の7に規定する消防設備士免状の交付を受けた者をいう。

3 この要綱において「消防設備点検資格者」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者をいう。

(発注基準)

第3条 市は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物に係る消防設備点検業務を発注する場合は、業務を統括する消防設備士が1人以上在籍する事業者を指名しなければならない。

(再委託)

第4条 消防設備点検業務の再委託（以下「再委託」という。）は、次項各号に掲げる施設に係る消防設備点検業務であって、業務委託の積算、発注、検査にかかるガイドライン（平成26年8月8日施行）に規定する業務委託再委託申請書に基づき、認定を受けた場合に限り、行うことができるものとする。

2 再委託を行うことができる施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 佐世保市役所本庁舎及びその附属施設

- (2) すこやかプラザ及びその附属施設
 - (3) 小学校及び中学校。ただし、業務期間を指定し、地区ごとに複数校をまとめて発注する場合に限る。
 - (4) 業務期間を指定して発注する業務で、施設の規模等から期間内に業務が完了しないと発注課が認めたもの。
- (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、消防設備点検業務の発注基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。